

笠間市消防団応援の店実施要綱

平成31年3月26日

消本告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、笠間市消防団員(以下「消防団員」という。)の継続的な確保と地域の一層の活性化を図るため、事業所等の協力を得て、消防団員及び同居する家族等に対して各種サービス、割引等を提供する笠間市消防団応援の店の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 市内のサービスを提供する事業所、店舗等をいう。
- (2) 消防団員等 消防団員及び当該消防団員の同居する家族をいう。
- (3) 消防団応援の店 消防団員等に対して優遇措置を行う事業所等で、笠間市消防長(以下「消防長」という。)が認めたものをいう。

(消防団応援の店の登録)

第3条 消防団応援の店に登録しようとする事業所等は、笠間市消防団応援の店登録申請書(様式第1号)により、消防長に登録を申請するものとする。

2 消防長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、消防団応援の店として事業所等を登録するものとする。ただし、次に掲げる事業所等は、登録しない。

- (1) 笠間市暴力団排除条例(平成23年笠間市条例第26号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が実質的に経営を支配する事業所等
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反する活動に関与している事業所等
- (3) 宗教活動又は政治活動に係る事業所等

(4) 違反対象物の公表制度において笠間市公式ホームページに公表されている事業所等

(5) 前4号に掲げるもののほか、消防長が適当でないと認める事業所等
(登録証及び表示証)

第4条 消防長は、前条第2項の規定による登録を行ったときは、当該事業所等に対し、笠間市消防団応援の店登録証(以下「登録証」という。)(様式第2号)及び笠間市消防団応援の店表示証(以下「表示証」という。)(様式第3号)を交付するものとする。

2 消防団応援の店は、前項の表示証を事業所等の入口等の見やすい場所に掲示するものとする。

(利用者証の交付等)

第5条 消防長は、消防団員に笠間市消防団応援の店利用者証(以下「利用者証」という。)(様式第4号)を交付するものとする。

2 消防団員は、利用者証の紛失、破損等により、その再交付を受けようとするときは、笠間市消防団応援の店利用者証再交付申請書(様式第5号)により消防長に申請し、利用者証の再交付を受けるものとする。

3 消防団員は、笠間市消防団を退団するときは、速やかに利用者証を返却しなければならない。

(遵守事項)

第6条 消防団員は、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

(1) 利用者証を不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。

(2) 消防団応援の店が提供するサービス以外のことは強要しないこと。

2 消防長は、前項の規定に違反した消防団員に対し、直ちに利用者証を返却させるものとする。

(利用者証の提示)

第7条 消防団員等は、消防団応援の店のサービスを利用するときは、利用者証を提示するものとする。

(登録の変更等・廃止)

第8条 消防団応援の店は、消防団員等に対するサービスの提供を変更し、又は廃止するときは、笠間市消防団応援の店登録変更・廃止届(様式第6号)により、あらかじめ消防長に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第9条 消防長は、消防団応援の店が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 事業を休止し、又は廃止したにもかかわらず、前条に規定する届出がなされないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) 第3条第2項各号の一つに該当するに至ったとき。

2 前項の規定により登録を取り消された消防団応援の店は、速やかに第4条第1項の規定により交付された登録証及び表示証を消防長へ返還しなければならない。

(消防団応援の店の公表)

第10条 消防長は、消防団応援の店として登録されている事業所等の名称、提供するサービスの内容その他の事項について、当該事業所等の承諾に基づき、笠間市公式ホームページ等で公表することができる。

(所掌)

第11条 この告示に関する事務は、笠間市消防本部総務課において所掌する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

あて先 笠間市消防長

笠間市消防団応援の店登録申請書

当事業所は、下記のとおり笠間市消防団員等に優待サービスを提供することにより、笠間市消防団員を応援します。

申込年月日 年 月 日

ふりがな 店舗・事業所の名称	
所在地	〒
ふりがな 代表者氏名・生年月日	印 年 月 日生
電話番号・FAX	
ホームページアドレス	
営業時間	
定休日	
提供サービスの内容	対象者（□に✓を記載ください。） <input type="checkbox"/> 「笠間市消防団応援の店利用者証」を持っている方 <input type="checkbox"/> 「笠間市消防団応援の店利用者証」を持っている方の家族 <input type="checkbox"/> 「笠間市消防団応援の店利用者証」を持っている方の同行者
	サービス内容
笠間市公式ホームページへの掲載承諾 (可能な場合は PR 内容の記載をお願いします。)	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可
	(PR 内容)
当事業所等は、要綱第 3 条第 2 項の（1）～（5）に該当していません。 <input type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ	

※ 笠間市公式ホームページへの掲載を承諾していただいた場合には、店舗・事業所の名称、所在地、ホームページアドレス、営業時間、定休日、提供サービスの内容、対象者及び PR 内容を掲載させていただきます。

様式第2号（第4条関係）

笠間市消防団応援の店登録証

第 号
年 月 日

笠間市消防団応援の店実施要綱第4条の規定に基づき、下記の事業所等を消防団応援の店として登録したことを証明します。

記

- 1 事業所等の名称
- 2 代表者の職・氏名
- 3 所在地
- 4 登録番号
- 5 登録日

年 月 日

笠間市消防長

印

様式第3号（第4条関係）



笠間市

加盟店

店舗名

笠間市消防本部総務課 TEL0296-73-0119

笠間市

消防団応援の店

様式第4号（第5条関係）

（表）

No.〇〇-〇〇〇〇	
	笠間市消防団 所 属 第〇〇分団 氏 名 〇〇 〇〇 生年月日 〇年〇月〇日
消防団応援の店 利用者証	〇〇年〇月〇日 発行

（裏）

<p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1 笠間市消防団応援の店の表示証が掲示してある事業所等でサービス等を利用する際は、この利用者証を提示してください。提示しない場合は、優遇サービスを受けられません。2 店舗等から求めがあった場合は、本人が確認できる書類等を併せて提示ください。3 利用者証を不正に使用し、他人に貸与したり譲渡することはできません。4 消防団を退団した時は、速やかに笠間市消防本部まで返却してください。5 この利用者証を拾われた際は、お手数ですが、下記までご連絡ください。 <p>笠間市消防本部 総務課 TEL 0296-73-0119</p>
--

笠間市消防団応援の店登録変更・廃止届

あて先 笠間市消防長

届出者 所在地 _____
名称 _____
代表者氏名 _____ (印)
電話番号 _____

笠間市消防団応援の店実施要綱第8条の規定により、笠間市消防団応援の店の
(登録内容の変更 ・ 廃止) を届け出ます。

- 1 変更の内容 (廃止の場合は記入不要です。)
- 2 変更・廃止の理由
- 3 変更・廃止の時期 年 月 日
- 4 その他

※ 廃止を届け出た店舗・事業所等については、消防団応援の店に関する登録情報を
笠間市公式ホームページから削除させていただきます。